

## 第 1 回 羽 黒 地 域 審 議 会 次 第

日 時 平成 18 年 2 月 24 日 9 時 30 分 ~

場 所 羽黒コミュニティセンター

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介
4. 会長・副会長の選出
5. 合併後の状況について
6. 説 明
  - (1) 地域審議会の概要について
  - (2) 新市建設計画の概要について
7. 協 議
  - (1) 今後の運営について
  - (2) その他
8. その他
9. 閉 会

## 羽黒地域審議会委員名簿

所属団体名等	氏 名	備 考
羽黒町淡水魚生産組合組合長	今井 勇雄	
農業士連絡会指導農業士	今井 真一	
旧南庄内合併協議会委員	呼野 祝二	
宿坊「桜林坊」	梅津 久美	
区長会会長	岡部 茂二	
羽黒地区民生児童委員協議会会長	神林 稲造	
景観保全審議会委員	金野 市子	
農 業	金野 祥子	
羽黒学園理事長	金野 信勇	
広瀬地区公民館館長	斎藤 敬	
羽黒町観光協会副会長	斎藤 一	
庄内たがわ農業協同組合理事	斎藤 勝	
佐藤バラ園	佐藤 繁明	
旧南庄内合併協議会委員	高橋 澤	
婦人会会長	土岐 智子	
羽黒消防団団長	野口 與惣右衛門	
NPO法人蜂鼓山中事務局長	早坂 一広	
泉郵便局局長	半澤 仁	
松ヶ岡開墾場理事長	古野 嵩恒	
羽黒町商工会会長	山田 勝実	

（五十音順 敬称略）

## 合併後の状況

合併後、4ヶ月余りが経過しましたが、概括すればほとんど混乱もなくスムーズな行政運営が進められています。

### 1. 合併後の業務の状況について

#### (1) 税務市民課関係業務

合併により住民票申請、戸籍の申請や各種証明書の発行が、本所及び各庁舎でできるようになりました。この結果、羽黒地域の市民が本所で発行を受けた件数は10月98件、11月91件、12月101件と増加傾向にあり、3ヶ月合計290件となっております。

また、他4庁舎での発行は65件（藤島庁舎45件、櫛引庁舎16件、朝日庁舎4件、温海庁舎0件）となっております。

一方、羽黒庁舎で発行した本所及び他庁舎分は10月20件、11月41件、12月28件の合計89件となっており、利便性の向上が伺われます。

#### (2) 健康福祉課関係業務

合併により、市内のどこの保育園にも入園できるようになり、保護者には喜ばれています。18年度は羽黒地域より鶴岡地域に4名入園し、逆に羽黒地域には鶴岡地域より5名、藤島地域より2名入園予定です。

#### (3) 広報広聴関係業務

広報では、各地域の伝統的な行事・イベントなどが、より広域的に紹介され、市民の活動の場が広がっています。また、お知らせのチラシ等を原則広報折込みとしたため、各戸への一回の配布枚数が少なくなり、効率的な情報伝達方法になっています。

また、ホームページ等を活用し、市全体の情報をよりリアルタイムに知ることができるようになりました。

#### (4) 教育課関係業務

生涯学習・学校教育・社会教育・社会体育総じて、広報等により、多くの情報が入るようになり、他地域での学習機会や交流の場、芸術文化に接する機会も増えています。

また、従来のコミュニティセンター図書室は、市立図書館の羽黒分館となり、本館の図書の貸出し等も分館でも行えるようになりました。利用実績は

4件ですが、今後増えていくことが期待されます。

加えて、社会教育施設では57件、体育施設は30件、羽黒地域以外の方からの利用実績があり、地域を越えての利用が浸透しつつあります。

#### (5) 観光課関係業務

合併により、連絡会議の開催など、より緊密な連携が図られたことにより、新たな映画ロケ地誘致に関する諸課題に円滑な対応ができました。

また、観光情報の共有化とあわせ、市全体の観光施設の共有化が図られたため、創造の森交流館では、羽黒地域外からの施設利用者が増加しています。

#### (6) 組織機構

基本的に合併前の組織機構を引き継いだ組織としており、当初の年度計画に沿って業務が行われています。また、管理部門を中心に新市で一元化された業務については、業務執行に支障が出ないような体制がとられています。

なお、議会・監査事務局は本所に一本化され、会計・選挙・農業委員会・水道等一部の事務が残るものについては、庁舎に分室を設置しています。

## 2. 市民からの問合せ状況について

合併直後は、住所表示についての問い合わせが数件ありました。

その後、合併に係る市民からの問合せは、特にありませんが、総合相談室には、PTA 連合会役員の方から、市長との懇談会の開催の要望がありました。

## 地域審議会について

地域審議会は、旧市町村合併特例法第5条の4の規定に基づき、新鶴岡市が処理する旧市町村の区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議などを行うために、旧市町村ごとに設置するものであります。

なお、同条では、地域審議会を組織する構成員の定数、任期などについては、合併関係市町村の協議により定めることとされており、新鶴岡市については、次のように協議して定められたところです。

### 1 所掌事務

- (1) 地域審議会は、合併に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議・答申する。
  - ・ 新市建設計画の変更に関する事項
  - ・ 新市建設計画の執行状況に関する事項
  - ・ その他市長が必要と認める事項
- (2) 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

### 2 組織

- (1) 平成27年3月31日までの期間、旧市町村の区域を単位として設置いたします。
- (2) 地域審議会は、その区域に住所を有する20人以内の委員で組織され、委員は、
  - (ア) 公共的団体等を代表する者
  - (イ) 学識経験者

の区分のうちから市長が任命し、委員の任期は2年間となっております。

公共的団体等を代表する者については、

- |                |              |              |
|----------------|--------------|--------------|
| (1) 自治組織       | (2) 農林漁業団体   | (3) 商工観光団体   |
| (4) 福祉、医療団体    | (5) 学校教育関係団体 | (6) 社会教育関係団体 |
| (7) 老人、婦人、青年団体 | (8) 防災組織     | (9) NPO法人等   |

など、各地域における地域社会活動、経済、産業活動等の代表等、各界各層の代表者から就任いただき、幅広く地域課題の的確な把握や意見を聴くことができるよう、委員を選定いたしました。

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会の設置を、次のとおり(鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町)と協議して定めた。

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。)第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第 2 項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

(設置)

第 1 条 合併特例法第 5 条の 4 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

(設置期間)

第 2 条 審議会の設置期間は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

( 組織 )

第 4 条 審議会は、第 1 条の区域( 以下「区域」という。 )ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

( 1 ) 公共的団体等を代表する者

( 2 ) 学識経験者

( 任期及び失職 )

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

( 会長及び副会長 )

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 7 条 審議会の会議( 以下「会議」という。 )は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

( 庶務 )

第 8 条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。